

藤沢市議会会議規則の一部改正について
藤沢市議会会議規則の一部を次のように改正する。

平成25年2月18日提出

議会議員	宮戸	光
同	竹村	雅夫
同	柳沢	潤次
同	井上	裕介
同	山口	幸雄
同	大矢	徹
同	東木	久代
同	武藤	正人

藤沢市議会会議規則の一部を改正する規則

藤沢市議会会議規則（平成15年藤沢市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9節 会議録（第77条―第81条）」を「第9節 公聴会及び参考人（第76条の2―第76条の8）
7条―第81条）」に改める。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第76条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第76条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめそ

の理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第76条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等

(以下これらを「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第76条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第76条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第76条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第76条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公述人」とあるのは、「参考人」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

この規則を提出したのは、地方自治法の改正に伴い、本会議における公聴会の開催及び参考人招致の規定を追加するため、所要の改正をする必要による。